

事 務 連 絡  
令和3年6月30日

畜水産業関係団体 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（飼料検査指導班担当）

飼料安全法関係手続に係る運用の見直しについて（周知）

日頃より飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に係る事務手続について御理解、御協力いただきありがとうございます。

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）の公布及び施行に併せて、令和2年12月21日付けで押印のない文書を提出される場合に御留意いただきたい事項について御案内させていただきます。

その中で、押印のない文書を提出される場合の本人確認等として、郵送による文書提出時の名刺の同封などを依頼しておりましたが、今後は、行政手続の負担を軽減する押印廃止の趣旨に鑑み、当該事務連絡を廃止し、これらの対応は求めないことといたします。

なお、届出の円滑な処理を担保するため、押印廃止前から実施されてきた必要最小限度の担当者様の連絡先の確認・把握などをさせていただく場合がありますので、御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

また、飼料安全法関係手続のオンライン化（gBizIDを使用するもの）につきましては、一部の手続について運用を開始いたしました。農林水産省のホームページ（[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/siryo\\_jigyosya.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/siryo_jigyosya.html)）にて御案内しておりますので、手続のオンライン化を御検討いただきますようお願いいたします。